

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人事

厚労省がパワハラ予防サイトを開設 全員で絶滅!「あかるい職場応援団」

なぜ、今パワハラ対策なのか?他の企業の対策は?厚労省の調査で、職場でのいじめや嫌がらせ(パワーハラスメント)が平成14年の6600件から22年は34000件と約5倍に急増。この数字は労働局への相談件数や労災補償の状況などの統計調査結果だから、泣き寝入りを含めると暗澹とする数の多さだ。

そこで厚労省は10月からポータルサイト「みんなでなくそう!職場のパワーハラスメント あかるい職場応援団」を開設、本格的な取組みを始めた。これは今年3月「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」(座長:堀田力 さわやか福祉財団理事長)が発表した『職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言』をもとに、予防・解決への社会的気運を醸成するための周知・広報ツールの一つ。

ポータルサイトではパワハラ概念や職場での取組みの必要性の説明。また、パワハラ対策に取り組んでいる企業の紹介や部下への厳しい注意指導などが裁判ではどう扱われるかといった判例の解説なども掲載していく。

この中でも重要コンテンツは、職場のパワハラを理解する3つの基本=「概念と類型」「対策の必要性」「予防と解決」の3つの観点からの解説だ。

内容は月1回の割合で変更していく。組織に属する人すべて、悩める当事者はぜひ。URLは <http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

税務会計

同年に2カ所以上から退職金受領 他社の退職金も含め源泉税を計算

企業が退職金を支払うケースで、支給対象の役員または使用人が同じ年にすでに他から退職金をもらっていることがある。この場合には、支払者は他の会社などが支払った退職金も含めて、源泉徴収税額を計算しなければならないので注意したい。

このため、退職する人から退職金等の額、源泉徴収税額、支払年月日及び勤続年数等が記載された「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けておく必要がある。

同じ年に2カ所以上から退職金等もらったときの勤続年数は、それぞれの勤続期間のうち、最も長い期間により計算する。

ただし、その最も長い期間以外の期間のうち、その最も長い期間と重複していない期間がある場合は、その重複しない部分の期間を最も長い期間に加算して勤続年数を計算することになる。

勤続年数に1年に満たない端数があるときは、1年に切り上げる。

なお、1回目の退職金に対する税額を差し引いた結果、源泉徴収すべき所得税の額がマイナスになったときは、源泉徴収義務者は、源泉徴収をしないで退職金をそのまま支払えばよい。この場合、退職金の受給者本人が後日確定申告をし、還付を受けることになる。また、「受給に関する申告書」の提出を受けていない場合は、退職金の支給額(退職所得控除額の控除前の金額)に20%の税率を乗じて所得税を源泉徴収することになる。

今週のキーワード

職場のパワーハラスメント

以下の6つに類型化する。ただし、これらがパワハラに該当する行為のすべてではなく、これ以外の行為は問題ないということではない。判断の難しいものも各職場で認識をそろえ、範囲を明確にする。6つの概念と類型は、Ⅰ暴行・傷害(身体的攻撃)Ⅱ脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言(精神的攻撃)Ⅲ隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)Ⅳ業務上不要、遂行不可能なことの強制(過大な要求)Ⅴ合理性のない過小な要求Ⅵ私的に過度な立ち入り(個の侵害)。